

参考資料3

(参考資料)土地利用基本計画の概要について

平成29年6月21日

福 島 県

土地利用基本計画とは

国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本として、都道府県知事が定める計画です。

(1) 内容

- ① 計画図 五地域（都市、農業、森林、自然公園及び自然保全）を5万分の1の地形図上に一元的に記したものです。
- ② 計画書 土地利用の調整等に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等を記した文書です。

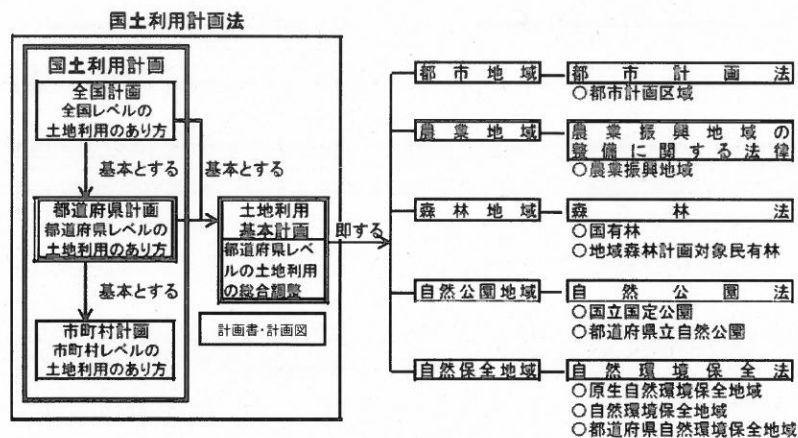
(2) 役割

土地利用基本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能を持っています。

(3) 策定手続

計画を定める（変更する）場合には、福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければなりません。

国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系



○ 国土利用計画法上の定義

- 都市地域 : 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域
- 農業地域 : 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
- 森林地域 : 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
- 自然公園地域 : 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の促進を図る必要がある地域
- 自然保全地域 : 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域
- 白地地域 : 上記いずれの指定もない地域

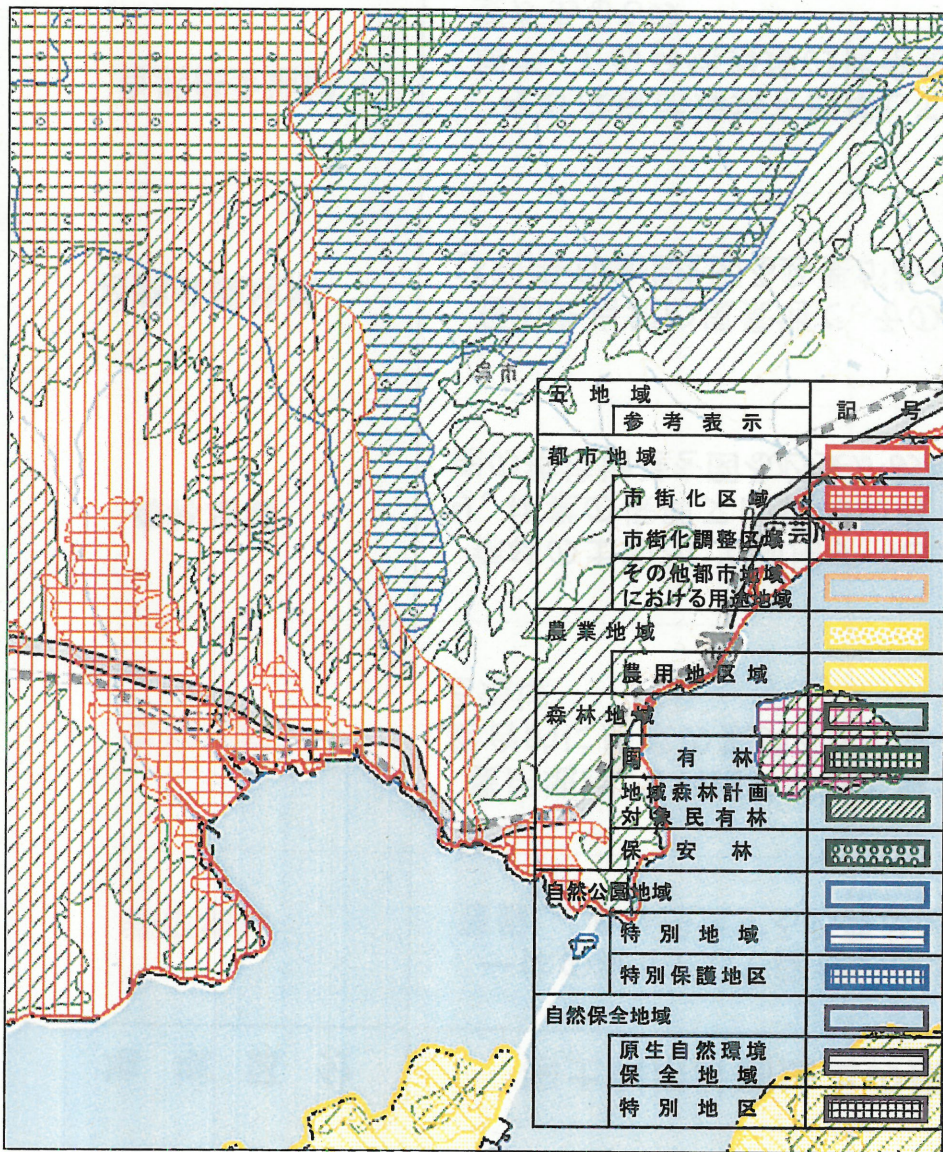
○ 土地利用基本計画における略称

- 都 : 都市地域
- 農 : 農業地域
- 森 : 森林地域
- 公 : 自然公園地域
- 保 : 自然環境保全地域
- 都森 : 都市地域と森林地域の重複

○ 「細区分の指定状況」の略称

- 市街 : 市街化区域
- 調整 : 市街化調整区域
- 農用 : 農用地区域
- 民林 : 地域森林計画対象民有林

【計画図の例】



【計画書の例】

〇〇県土地利用基本計画計画書(抄)

1. 土地利用の基本方向
 - (1) 県土利用の基本方向
県土全体と、地域別に記載。
 - (2) 土地利用の原則
 - ① 都市地域
市街化区域においては、……。
市街化調整区域においては、……。
 - ② 農業地域
2. 五地域区分の重複地域における調整指導方針
 - (1) 重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - ① 都市地域(市街化区域及び用途地域以外)と農用地区域が重複する場合
→ 農用地としての利用を優先するものとする。
 - ② 農業地域と自然公園地域(特別地域)が重複する場合
→ 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
 - (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

五 地 域 区 分	五 地 域 区 分			都 市 域		農 地	業 域	森 林 地	林 域	自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域				
	細 区 分	細 区 分	細 区 分	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	森 林 の 安 全	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区	
				市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	森林の安全	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区	
都 市 域	市街化区域及び用途地域															
	市街化調整区域	×														
	その他	×	×													
農 業 地 域	農用地区域	×	←	←												
	その他	×	①	①	×											
森 林 地 域	保安林	×	←	←	×	←										
	その他	②	③	③	④	⑤	×									
自 然 公 園 地 域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○								
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	○	×						
自 然 保 全 地 域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	←	×	×					
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	○	×	×	×				
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			

[凡例]

- ☒ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る

(注.) 個別規制法の制度等及び土地利用基本計画作成要領(S53.12.1国土庁土地局長通達)に基づき作成。
ただし、土地利用基本計画作成要領については、地方分権一括法の施行(H12.4.1施行)に伴い失効している。